

徳島県過疎地域自立促進方針（案）の概要について

現行の「徳島県過疎地域自立促進方針」が、平成 27 年度末で終期を迎えることから、引き続き、地域における総合的かつ計画的な自立促進のための施策を推進するため、平成 28 年度から 32 年度までの 5 か年間の「徳島県過疎地域自立促進方針」を策定する。

1 目的

この方針は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、定めるものであり、本県における、今後の過疎対策の方向性を示すとともに、県及び市町村の「過疎地域自立促進計画」の指針となるものである。

2 方針の期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年間

3 本県の過疎地域（13 市町村）

美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、つるぎ町、吉野川市（旧美郷村）、東みよし町（旧三好町）

4 方針の基本的な方向

今後の過疎対策の推進にあたっては、4 つの重点項目を掲げ、9 つの施策体系を柱に、県・市町村が一体となって、総合的かつ計画的な対策を積極的に推進し、必要な基盤整備はもとより、本県の魅力である「豊かな自然」をはじめとする「地域資源」や「農ある暮らし」などを活かしながら、地域の実情に応じたソフト対策を重点的に推進する。

5 重点項目

- (1) 地域における仕事づくり
- (2) 新しい人の流れづくり
- (3) 結婚・出産・子育ての環境づくり
- (4) 活力ある暮らしづくり

6 施策の方針

(1) 産業の振興

過疎地域の農林水産業の振興や農山漁村の活性化を図るため、生産基盤の整備をはじめ、担い手の育成やブランド化などを積極的に推進する。

また、地場産業の振興や企業誘致を図るとともに、地域の特性を活かした起業やコミュニティビジネス、テレワークや農工商連携・6 次産業化を促進するほか、体験型観光や徳島ならではの観光資源を活かした魅力あふれる観光地づくりを推進する。

(2) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

過疎地域の広域的交流を促進するため、道路網を整備するとともに、既存道路等の戦略的な維持管理・更新による長寿命化に努めるほか、バス路線など公共交通と生活交通の確保を図る。

また、過疎地域の情報通信基盤を整備し、高度情報化を促進するとともに、空き家等の既存ストックの有効活用を図り、都市住民との交流や移住を促進する。

(3) 生活環境の整備

過疎地域の生活環境の向上を図るため、水道施設や汚水処理施設などの整備を進めるとともに、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、自主防災組織など、地域防災力の強化を図る。

また、豊かな自然環境を守るため、森林の整備や耕作放棄地対策を推進するとともに、野生鳥獣による被害を防止するため、鳥獣被害対策を推進する。

(4) 子育て支援の充実

核家族化や少子化が進行する中、若い世代が結婚・出産・子育てを望み、安心して子どもを生み育てられるよう、保育所、放課後児童クラブ等の整備や、子育て支援サービスの充実などを図り、総合的な次世代育成支援対策を推進する。

(5) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

過疎地域では、人口減少とともに、高齢化が急速に進む中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅サービスや施設サービス、生きがい対策の充実を図るとともに、高齢者の安全・安心対策を推進する。

(6) 医療の確保

全国的に医師不足が深刻化する中、へき地医療拠点病院の医療機能を充実・強化し、過疎地域の医療の確保を図る。

また、ICTを活用した診療支援体制の充実・強化や救急医療機関との連携強化を図るとともに、糖尿病やがん予防などの疾病予防対策を推進する。

(7) 教育の振興

過疎地域では、児童生徒の減少に伴う小規模校化が進む中、子どもたちが安全・安心に学ぶことができる教育環境の実現や、社会の変化に対応した魅力ある学校づくりを推進する。

(8) 地域文化の振興等

過疎地域の歴史的・文化的遺産の保存・活用に努め、地域に根付いた伝統芸能などの承継・振興を図るとともに、豊かな地域資源を活かした新たな地域文化の創造や人材の育成を図る。

(9) 集落の整備

集落を維持し、若者等の定住人口の増加や地域への移住を図っていくため、住民が、安全で安心して日常生活を営むことができるよう、生活基盤の整備をはじめ、地域のコミュニティ活動や地域を支える人材の確保など、集落の整備や維持・活性化に向けた取組みを推進する。

7 今後の予定

- ・ 9月中旬 パブリックコメント実施
- ・ 11月下旬 方針策定